



旧遷喬尋常 小学校校舎 保存活用計画

DIGEST

ダイジェスト版

重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎の建物概要

名称	旧遷喬尋常小学校校舎	竣工	明治 40 年 (1907) 7 月
員数	1 棟	着工	明治 38 年 (1905) 7 月
構造及び形式	木造、2 階建、スレート及び桟瓦葺、背面出入口二所附属	所在地	岡山県真庭市鍋屋 17-1
指定年月日	平成 11 年 (1999) 5 月 13 日	建築面積	601.2 m ² 延べ床面積 1202.4 m ²

遷喬小学校の名前の由来

山田方谷が、中国の古典『詩経』の一節で「出自幽谷※遷于喬木(ゆうこくよりいでてきょうぼくにのぼる[※うつるともよむ])」から 2 文字をとって遷喬(せんきょう)と名付けた。
伐木(ばつぼく)という全 18 行の詩の 2 行目にある一節で、ウグイスが深山の暗い谷間から飛び立ち、高い木に移ることに例えて、学問に励み立身出世することと解釈されている。

遷喬小学校の変遷とこれからの計画

歴史 (変遷)・ 過去	明治 3 年 (1870)	有志が金屋村 おおだんこうげ 大巨高下 (現真庭市台金屋) に前身の郷学「明親館」を開校 (命名は山田方谷)
	明治 7 年 (1874) 8 月 2 日	さかえまち 久世村栄町の津山藩御蔵 (年貢米倉庫) を校舎に開校
	明治 38 年 (1905) 7 月	旧校舎が狭小・老朽化のため町内鍋屋地区に新校舎新築に着工 / 県建築技師の江川三郎八が設計に関わる
	明治 40 年 (1907) 7 月	新校舎 (現旧遷喬尋常小学校校舎・木造和瓦スレート葺) が竣工
	昭和 58・60 年 (1983・85)	中央棟を天然スレートで、東西両翼棟をセメント瓦で葺替
	昭和 63 年 (1988) 4 月	校舎の中央棟が久世町指定文化財となる
	平成 2 年 (1990) 7 月	東西両翼棟が久世町指定文化財に追加となる
	平成 2 年 (1990) 9 月	町内田下地区に新校舎を新築し小学校を移転
	平成 9 年 (1997) 4 月	旧小学校敷地に文化交流施設「久世エスパスランド」オープン
	平成 11 年 (1999) 5 月	国指定重要文化財 (建造物) となる
	平成 27 年 (2015)	建築構造等状況調査を実施
	令和 2 年 (2020) 2 月	「旧遷喬尋常小学校の整備・活用にかかる提言書」がまとまる
	令和 4 年 (2022) 3 月	「重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用基本構想」を策定

計画・未来の計画

年度	保存修理	防災+活用	関連事業	保存活用計画
令和 7 年(2025)	調査工事 耐震診断見直しを含む		エスパランド全体整備	見直し要否確認 (令和 8 年頃)
令和 8 年(2026)	調査工事			
令和 9 年(2027)				
令和 10～15 年 (2028～2033)	保存修理工事着手 耐震対策を含む	活用基本設計		見直し要否確認 (令和 11 年頃)
	保存修理工事 (令和 11～15 年)	防災+活用実施設計		
		防災+活用実施工事 (令和 14～15 年)		
令和 16 年(2034)				計画見直し

※事業予定は本計画策定時のものであり、状況に応じて変更となる。

本計画策定の目的

本保存活用計画では、旧遷喬尋常小学校校舎の歴史的特性と現状に基づく本質的価値の把握に努め、重要文化財建造物の保存活用を進める上での基本方針や方策を決定し、現状変更等の法的手続きや取扱い基準を明確にしながら、重要文化財の本質的価値を損なうことのないよう、保存管理、環境保全、防災、活用、それぞれの観点から保護の措置を図るものとする。また、破損した文化財建造物の修理方針や、公開・活用のための整備活用の方向性についても検討する。

旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画 ダイジェスト版

計画作成	令和 6 年 (2024)
計画期間	10 年 / 令和 16 年 (2034)
発行	真庭市

旧遷喬尋常小学校校舎の特徴



江川式小屋組

江川三郎八の設計による建築の特徴のひとつは、小屋組の工夫です。旧旭東幼稚園園舎や旧吹屋小学校、木山神社拝殿など、他の江川建築でも小屋組みの架構に特徴的な工夫が施され、大きな空間が確保されています。旧遷喬尋常小学校校舎でも同様の特徴が確認されます。

外観意匠

外観では、交差した木部をハーフティンバー風に現したものが、壁面に幅広く展開され、印象的な意匠を構成する点も特徴です。

部材の転用

調査により、校庭に設置されている石碑に「旧遷喬小学校の門柱及び石段で制作」と刻まれていることが確認されました。

また、校庭には複数の石造物が設置されていますが、その中には石柱や石ベンチなど、建築部材として利用されていた痕跡が見られます。



文化財の価値



重要文化財（建造物）指定時の価値

旧遷喬尋常小学校は、岡山県北部の久世町市街地に位置し、明治7年（1874）8月2日に創設され、当初の校舎は江戸時代の郷倉を利用したとされますが、明治 40 年（1907）に地方有数の学校建築として新築されました。設計には岡山県工師の江川三郎八が関わり、工事監督は中村錠太郎、施工は高橋岩吉と山根近治郎が担当しました。

遷喬小学校は、平成2年（1990）9月に移転し、旧校舎を残し、跡地に町立の文化施設「久世エスパセンター」が建設されました。その後、平成9年4月から旧校舎はイベントや会議など多目的に利用されています。



旧遷喬尋常小学校校舎は、木造二階建で中央棟を大きくつくり、東西両翼棟が対称型に連なる形をしています。屋根は元々は和瓦スレート葺でしたが、現在は葺きかえられ、中央棟は天然スレート葺に、両翼棟の屋根はセメント瓦葺になっています。

各教室の広さや天井高、床高、窓の面積は当時の基準に従って設計されました。1 階には玄関と事務室、教室があり、2 階には講堂や教室が配置されています。

外観は中央棟正面にアーチ状の玄関を持ち、下見板張りの外壁で、欄間周辺にハーフティンバー風の意匠が施されています。中央棟は正面に換気窓と校章のある窓があります。左右対称の独特のデザインで、中国地方における学校建築の代表的遺構として価値があります。



保存管理計画



旧遷喬尋常小学校校舎は、明治 40 年（1907）の創建以降、屋根材の変更などはあったものの、大規模な改修は行われておらず、平成 11 年（1999）の重要文化財指定後も根本修理は行われていません。

現在、雨漏りなどの破損があり、平成 27 年度（2015）の構造診断では地震時の耐久性に不安がありました。耐震対策と修理を併せて行う必要があります。

主な改造箇所

旧遷喬尋常小学校校舎は、平成 2 年（1990）に校舎が移転し、廊下以北の裏校舎が撤去されました。その後、主要な部分では大幅な改造はされていませんが、学校としての利用が続く中で一部改変が行われています。以下に、建設後の主な改造箇所を記します。

屋根の変更

屋根は昭和 50 年代に中央棟を天然スレート葺きに、東西両翼棟をセメント瓦葺に変更しました。最初は、全体に平板な瓦を菱形に葺く和瓦スレートが使われており、一部の瓦は今も保管されています。



1 階準備室（給食倉庫）、保健室（衛生室）の改造

1 階の両端部にある「準備室（給食倉庫）」と「保健室（衛生室）」は、かつて生徒の出入口でしたが、現在は部屋として使われています。そのため、開口部は窓と板張りに変更され、床張りが施されました。



講堂の奉安庫と舞台

2 階の講堂では、元々北側に奉安庫が設置されていたことが写真資料から判明し、現在でも取り付けの痕跡が残っています。さらに、東側の舞台は戦後のものです。

教室の塗装

各教室は、もともと廊下などと同じく、木部は無塗装でしたが、照度を確保するために、腰壁および天井に塗装が施されています。

その他の改造

講堂などで漆喰壁の上に石膏ボードや合板が重ねて貼られるなど、学校としての利用が続く中で行われた簡易な改造が見られます。また、蛍光灯などの設備の多くはあとから付け加えられたものが、交換されながら使用されています。

校舎の 保存方針

保護方針

保護における基本的な考え方

旧遷喬尋常小学校校舎の保護方針では、「保護すべき部分の設定とその保護方針」と「保護すべき部位の設定とその保護方針」を定めます。

広範囲な解体を伴う根本修理が未実施のため、目視で確認できる範囲で方針を定め、文化財指定時点の状態を保存の対象とします。

修繕計画

修理計画 / 調査工事

旧遷喬小学校校舎は、これまで文化財建造物としての根本修理を行っていません。そのため、事前に建物の詳細な破損状況などを把握するための調査工事を予定しています。

調査工事では以下の項目を実施する予定です。

- 破損調査
- 耐震基礎診断
- 修理計画検討
- 補強案検討
- 事業費概算算出

環境保全の方針

旧遷喬尋常小学校校舎は、平成2年(1990)に校舎機能が移転して以来、30年以上が経過しています。建物正面の景観は良好で、特に南側からの眺望を重視しています。今後もかつての学校時代の風景を維持するため、環境を整える努力を続けています。

周辺の環境は比較的良好ですが、近隣の樹木や駐車場の整備などに課題があります。文化財の保存と活用のため、防災施設の整備や施設の利便性向上に取り組む際には、景観への影響を最小限に抑えるよう努めます。課題解決と共に、各計画との関連性を考慮し、環境と景観の改善、良好な状態の維持に注力していきます。

防災計画の概要

防災計画の基本的な考え方

防災計画では、防火、防犯、耐震、雷保護などの観点から、総合的に旧遷喬尋常小学校校舎の現状と課題を把握し、文化財建造物を安全に保存し活用できる計画を策定します。

防火区域

防火区域：旧遷喬尋常小学校校舎から周囲 20m の範囲を、本計画の防火区域として設定します。

第1次近接建物：旧遷喬尋常小学校校舎から20m以内にある「トイレ、エスパセンター、真庭いきいきテレビ、キュービクル置場、熱源機置場」を第1次近接建物とします。

災害時の緊急車両対応：災害時には、敷地南側の国道181号線からのアクセスと、校舎正面および背面の消火活動用スペースを確保します。

計画区域外での協議：防火区域の設定では、校舎から周囲 20m の一部に計画区域外の敷地が含まれます。これらの敷地で建築物の新築や増改築が計画されている場合、所有者ごとに本計画に基づいて協議を行います。

- 出火防止計画
- 延焼防止計画
- 火災覚知計画
- 避難誘導計画
- 初期消火計画

耐震対策

旧遷喬尋常小学校校舎については、平成27年度(2015)に構造診断業務を実施しました。この計画では、その概要を記載します。

地盤構造調査結果

岡山県が調査・想定する地震被害は、南海トラフを震源とする巨大地震では、震度5強(瀬戸内海沿岸は震度6弱)、山陰方面を震源とする断層型地震では震度6弱ないし強である。調査を行った結果及び上記の揺れに伴う被害に対応するためには、次の措置が必要です。

1階床下

①床自重を負担する要所への筋交いの追加が必要です。

②現状のレンガ基礎と建物の摩擦のみでは水平力負担は困難で、さらに床内のレンガ支柱が傾斜すると、建物軸組が支えきれなくなります。地盤に届く補強が必要です。

教室の屋根・小屋トラス

現状の屋根荷重を支えるための鉛直性能は確保されていますが、トラスと2階土壁の接合部分に構造上の問題(破損、耐震機能の低下)があります。

講堂の小屋トラス

現状で屋根の荷重を支えるための鉛直性能は確保されていますが、各部材の接合部それぞれでは性能の確保上、問題があります。

2階床梁

集会室等の用途は補強なしでは難しく、荷重制限に沿った用途制限が必要です。

結論

大地震または稀な暴風に対する耐震性能は不足しています。補強が必要と判断されます。

防犯対策

巡回警備

将来的な施設の利用拡大に伴い、防犯対策としてスタッフの常駐を増員し、昼間の開館時間には定期的な巡回を行い、異常を確認します。

機械警備、防犯カメラ、赤外線センサーの設置

防犯カメラの設置により、防犯と火災防止を両立させます。また、夜間の出入口や窓からの侵入を検知する赤外線センサーも計画します。

耐震診断の基本方針

検討方針

建築基準法と文化庁の文化財建造物の規定を参考にし、安全確保水準の構造安全性能を目指します。

建物の調査結果に基づいて建物重量を算定、現行の建築基準法に基づいて地震力や風荷重を算定し、部材の構成や接合部の耐久評価に基づいて架構解析モデルを作成しました。

耐震診断では、部材の許容応力に基づいて建物の保有水平耐震力を算定し、限界耐震計算法により大地震時の応答値を算定し、目標の安全性能を満たすことを確認しました。

今後の検討

今後の調査工事では、地盤調査、基礎部分の掘削、平板載荷試験、耐震既存診断、補強案の検討、補強概算算出を行い、その後に保存修理工事において耐震対策を実施します。

防犯訓練の実施

地元の警察署と協力して、不審者の侵入などを想定した防犯訓練を実施します。

日常管理を徹底し、異常や破損を確認した場合には、必要な手続きに則って対処します。
計画的な修理を行い、周囲の環境を含め適切に保存をはかります。

活用の基本方針

旧遷喬尋常小学校の活用では、市民を中心にした人材育成を基本とし、次世代へ引き継ぐために基本方針を策定しました。

真庭市内唯一の重要文化財(建造物)の価値を伝える

旧遷喬尋常小学校校舎について

旧遷喬尋常小学校校舎の魅力を市民に広く伝え、来訪者との交流を活性化させ、市民が校舎の価値を再認識し、郷土愛を醸成します。その歴史と雰囲気を保ちながら、映画などのロケ地利用を奨励し、校舎の魅力を全国に発信します。

設計者、江川三郎八について

江川三郎八が昭和4年(1929)に古稀を迎えた際、自身の幼少期から晩年までの経歴を振り返った自伝「生い立ち之記」には、彼の成長や苦労、旧遷喬尋常小学校の設計にかかわる経緯が詳細に記されています。このような歴史的資料を活用し、歴史的な背景を伝えます。

地域の他の文化財、江川三郎八設計の文化財との連携

四ツ塚古墳群、神庭瀑(神庭の滝)、大谷・定古墳群などと連携し、地域の文化的価値を高める取り組みを行います。また、多数残存する「江川式建築」と呼ばれる他の文化財建造物とも連携し、各建造物の周遊を促すことで相乗効果を発揮する計画を立てます。

来訪者と地域の人々との交流などまちづくりとの連携

校舎周辺も含めたまちづくり活動と連携し、その拠点とする

市民やまちづくり団体と話し合い連携し、まちづくりの中核として旧遷喬尋常小学校を活用します。また、地域文化や交流の拠点として楽しめる施設となるよう官民一体で取り組みます。

観光客にも地域の人々にも魅力ある観光地域づくりを促進

来訪者と地元市民が交流できる環境を整備し、魅力ある観光地域を形成します。海外からの観光客を増やすため、インバウンド観光に重点を置いた取り組みを行い、積極的な情報発信を行います。

真庭市の象徴として記憶される地域文化の学びの場所

校舎を通じてその背景にある地域文化について、子供から大人まで理解を深める

過去から現在、未来へと続く地域文化の一翼を担う施設として、明治から平成までの学校教育の展示などを行い、地域文化への理解を深めます。

校舎に集う多様な人々、特に将来を担う子どもの「記憶」に残る場所とする

地域の子どもたちが立ち寄ることができるサードプレイス(家庭、学校以外の居場所)として利用できる場所にします。

中国地方の小学校建築の代表的な遺構として、木造校舎の教室を「学び」の場として再活用します。かつての学びの場を想起させる空間として、地域の人々が自発的な学びの場として利用できるよう、市民と協力して講座や研修などを提供します。

人々が集う持続可能な運営体制を構築する

年間を通じて多くの人が利活用できる場所とする

木造校舎の雰囲気を日常的に利用いただけるよう、教室等の貸出しを行います。会議や研修などの用途を想定し、季節問わず利用できるよう断熱や冷暖房の環境整備を検討します。また、多くの人に利用頂くためバリアフリー化を検討しています。

市民が運営・維持について主体的に関わる仕組みづくり

多くの市民が参加できるよう、運営や維持について、市民と協力して検討する場を設け、仕組みづくりを進めます。

周辺施設と機能を補完し合いながら効果的な運営を行う

旧遷喬尋常小学校校舎周辺の公共施設との機能分担を明確にし、互いに補完しながら効果的な活用と整備を進めます。

整備計画



展示

校舎に関する展示

学校教育の歴史や文化財の価値を紹介する展示を行います。保存修理工事を経て得られた新たな知見も含めます。

ワークショップ

現在行っている給食体験に加えて、昭和の遊びなどを楽しめるワークショップを開催できるスペースとします。これにより、観光客や地域住民が同時に参加できる場を提供します。

カフェ

1階にカフェを設置し、リラックスできる空間を提供します。

子どもが立ち寄れる居場所

図書コーナー、勉強スペース、放課後カフェなど子どもが立ち寄れる居場所を設けます。

住民参加型の企画展示

住民が参加できる企画展スペースを設け、定期的なワークショップを開催し、その成果を展示します。定期的に内容を更新し、再訪者も楽しめるようにします。

ショップ

カフェ隣にショップを設け、学校に関連したグッズを販売。地域住民も参加するチャレンジショップも予定。出店は市や管理者が審査、仕組みは市が検討します。

整備

建造物に対する負荷をできる限り抑えるよう配慮し、防災計画、活用計画に基づいた新たな課題解決のための整備について検討します。

別棟の増築

校舎の背面には、エレベーター、トイレ、厨房、物置を備えた別棟を増築します。この増築により、バリアフリー対策や利便性の向上を図り、建物の活用機能を強化します。別棟は緊急時には車椅子利用者などが一時的に避難できる場所としても利用されます。

断熱性の向上

冷暖房導入時に負荷を最小限に抑えるため、次の措置を検討します。それには、文化財に負担の少ない工法の採用や不燃性の断熱材の使用、各室の用途に応じた検討が含まれます。

東西翼棟の床整備

東翼棟の廊下において、廊下と各教室の段差を解消するため、教室の床高さを揃える整備を行います。既存の床板は残したまま、新たに床を設置することで、現状変更に応じない方法で作業を進めます。

照明設備の整備

現在の蛍光灯に加えて、各部屋の多様な利用方法に対応するために、用途に応じた照明器具を追加設置します。

冷暖房設備の整備

夏冬でも快適に利用できるように、校舎内に冷暖房設備を追加します。ただし、空調設備の負担や景観への影響を考慮し、設計段階で詳細に検討します。輻射式冷暖房も検討対象ですが、環境性能が低い部分には設置しません。

高圧受変電設備の設置

活用機能が多様化し、想定される電気使用量の増加を考慮し、高圧受変電設備の設置を検討します。設計段階で再度必要性を確認します。

校舎の活用計画

建造物を良好な状態に保存して広く公開し、歴史文化、地域交流、観光情報発信拠点として活用します。市民を中心にした人材の育成(ひとづくり)を基本として次世代へ引き継ぎます。

